

令和7年度農福連携マッチングモデル事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度農福連携マッチングモデル事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

農家や農業法人（以下「農家等」という。）と障害者就労継続支援B型事業所（以下「就労支援事業所」という）をマッチングし、研修等を通じて両者の関係性を構築することで、就労支援事業所のその後の施設外就労につながるモデルを形成する。

農家等の人手不足を解消するとともに、就労支援事業所の施設外就労の機会拡大を促進することで、工賃向上を図ることを目的とする。

4 農福連携マッチングモデル事業の概要

(1) 実施時期

令和7年9月～令和8年3月

(2) 事業参加対象者

ア 就労支援事業所へ作業を依頼する希望のある農家等

イ 施設外就労として農業を希望する就労支援事業所

(3) 事業実施場所

埼玉県全域

5 業務委託の内容

(1) マッチング業務（2組以上）

ア 就労支援事業所へ作業を依頼する農家等の開拓・確保をすること。

イ 農家等が求める作業内容を聴取した上で、実践指導の作業実施スケジュール、作業報酬等を調整すること。

ウ 県内の就労支援事業所の中から、作業内容に適した施設を選定すること。

なお、募集は県が行い、応募多数の場合は県が候補の絞り込みを行う。

エ 研修終了後、農家等と施設とが継続的に受委託を行えるよう契約を仲介すること。契約に当たっては、参考となる契約書様式等を示すこと。

(2) 指導業務

①事前研修（2日）

- ア 依頼された作業が完遂できるよう、就労支援事業所を対象とした事前研修を計画すること。また、計画に従い、就労支援事業所に対し事前研修を実施すること。
- イ 事前研修の際は、作業未経験者や障害者にも理解しやすいよう、教材や道具を工夫すること。事前研修の内容については、マッチング予定の農家等の了解を得ること。
- ウ 策定した事前研修計画は、研修実施前に県に提出し、承認を得ること。
- エ 実践指導の対象とならなかった事業所のうち、事前研修に参加希望する事業所がいた場合は、調整すること。

②実践指導（ア～ウ：1組につき3～5日）

- ア 施設の作業初日には当該作業に立ち会い、指導を行うこと。
- イ 施設及び農家等からの電話相談等に随時対応し、農地での実践指導が確実に実施されるよう助言を行うこと。
- ウ 必要に応じて、施設及び農家等と調整し、作業内容を見直すとともに、作業に合った指導を行うこと。
- エ 本事業の研修終了後、農家等と施設が委託の契約を行った際には、1年間に限り、作業の切り出しや技術指導の相談に応じ、助言を行うこと。

(3) PR業務

本事業の実績を事例としてまとめ、県内外の農家等及び農福連携関係団体等に周知すること。

6 業務従事者及びスケジュール

本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整など業務従事体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県に報告すること。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 農業技術指導に精通した職員を担当者として配置すること。
- (2) 事故が起こらないよう安全に十分配慮すること。また、マッチング業務における受託施設の選定の際には、受託施設の保険加入の有無などを確認すること。
- (3) 事故が発生した場合は、直ちに県に報告すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (5) 本事業は、施設外就労の拡大により就労支援事業所の工賃向上に資することを目的としているため、企業の障害者雇用の代行を促進することのないよう留意する

こと。

- (6) 本仕様書に定めるもののほかに疑義が生じた場合は、その都度県と協議して決定する。
- (7) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。